平成３０年（フ）第２４０号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地２－704
債務者　清川弥志彦
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２８８号
東京都八王子市小比企町492番地１小比企マンション201号
債務者　首藤　禎浩
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２５号
横浜市戸塚区柏尾町825番地20　ＳＲレジデンス401号
債務者　齋藤　裕昭
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５５号
横浜市緑区東本郷６丁目３番11―1154号
債務者　比嘉　正信
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４９号
横浜市鶴見区市場東中町11番14号（住民票上の住所）
債務者　早坂　隆次
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目９番37号　青柳荘103
債務者　平牧ひろみ
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３２号
神奈川県川崎市中原区小杉町３丁目1301番地エクラスタワー武蔵小杉　1809号、前住所静岡県三島市川原ケ谷（初音）591番地18　ベルメゾン初音201
破産者　鳥越美枝子
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
山梨県山梨市三ヶ所318番地２、前住所甲府市青沼２丁目22番１号
破産者　大竹　一史
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
熊本県阿蘇市一の宮町中通597番地１、前住所福岡県久留米市国分町351番地10　プログレスＩＡ棟206号
破産者　池田　直史
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
金沢市湊２丁目116番地27
破産者　サントウ工業こと　熊谷　史朗
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　金沢地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１８８３号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田2972番地　サマックスツフィア203号、従前の住所名古屋市瑞穂区十六町１丁目39番地
破産者　奥田　敏夫
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午前11時50分
平成30年４月３日　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４６８号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２丁目３番84号　グランドールＣ棟　201号
破産者　徳山　裕行
1　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
2　一般調査期日　平成30年６月18日午後２時30分
平成30年４月４日　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２号
大阪府豊中市上野東１丁目１番91―402号
破産者　高橋　四郎
1　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
2　一般調査期日　平成30年６月25日午後２時
平成30年４月３日　大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成３０年（フ）第６１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町501番地１メゾン三浦Ⅱ303号室（前住所　宮崎県児湯郡川南町大字川南13908番地７）
破産者　香川　雄二
主文　破産管財人　髙橋　康朗が辞任したので次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　磯野　健介
平成30年３月28日　宮崎地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第２９２６号
大阪市中央区久太郎町４－２－１　本町イシカワビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市香里園山之手町19番３号
破産者　有限会社Ｓｉｇｅ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　期日　平成30年５月25日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月３日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９７号
大阪市此花区北港２丁目１番71号
破産者　協同組合大阪廃酸処理センター
1　期日　平成30年５月30日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月４日　大阪地方裁判所第６民事部